定款

(2023年3月1日 現在)

株式会社 山口フィナンシャルグループ

株式会社 山口フィナンシャルグループ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社山口フィナンシャルグループと称し、英文ではYamaguchi Financial Group, Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。
 - (1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
 - (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の業務
 - (3) 前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を下関市に置く。

(監査等委員会設置会社)

第4条 当会社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、 監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、600,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引 等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

- 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下 に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規則)

第13条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(株主総会の開催地)

第15条 株主総会は、下関市または広島市において開催する。

(招集権者および議長)

- 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使する ことができる。
 - ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役は、13名以内とする。
 - ② 当会社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。
 - ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ④ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第22条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了まで とする。
 - ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任 決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中 から代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
 - ② 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役(ただし、業務執行取締役等を除く。)との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 当会社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査等委員全員による同意がある場合には、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監查人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定

めることができる。

- ② 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- ③ 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前における社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終了前における社 外監査役(社外監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任に関 する締結済みの責任限定契約については、引き続き同定時株主総会の終結に伴う変 更前の定款第38条の定めるところによる。